

2006

3月号



444

広報

かわち



KOHO
KAWACHI

もうすぐ1年生!
交通安全宣言しま〜あッ!



<主な内容>

町職員の給与と職員数の状況…P2～3

中学生海外派遣研修…P4～5

(イタリア:ミラノ、フィレンツェ、ローマ)

お知らせします!町の老人医療費…P8

高齢者福祉サービスについて…P9

(写真:『交通安全教室(金江津保育所)』より)

河内町職員の給与と 職員数の状況について



町民の皆さんに町職員の給与等についてご理解を得るため、その概要についてお知らせします。
河内町職員の給与は、国や県、他の市町村職員の給与などを踏まえて「河内町職員の給与に関する条例」で支給条件・支給金額・各種手当等が定められています。職員の給与の内容は給料と扶養手当・通勤手当等の諸手当からなっています。

1. 人件費の状況（一般会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (H17. 3. 31現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	平成15年度 の人件費率
平成 16年度	11,436 人	3,914,913 千円	339,222 千円	1,090,535 千円	27.86 %	26.13 %

2. 職員給与の状況（一般会計）

区分	平成16年度当初予算	平成17年度当初予算	前年度増減
人件費	1,097,053 千円	1,137,021 千円	39,968 千円
うち一般職員分	916,518 千円	957,658 千円	41,140 千円

3. 職員の初任給の状況

(H17. 4. 1現在)

区分	初任給月額
一般 行政職	170,700 円
高校卒	138,800 円

4. 職員の平均給料月額

(H17. 4. 1現在)

区分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	310,600 円	40歳 8月
技能労務職	260,500 円	44歳 8月

5. 職員の経験年数別、学歴別平均給料月額の状況

(H17. 4. 1現在)

区分	経験年数 7年以上10年未満	経験年数 10年以上15年未満	経験年数 15年以上20年未満
一般 行政職	239,400 円	265,200 円	293,600 円
高校卒	205,800 円	235,800 円	281,600 円

6. 一般行政職の級別職員数の状況

(H17. 4. 1現在)

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
標準的な職務	主事補	主 事	主 幹	主 査・係 長		課 長 補 佐	課 長・所 長 室 長・局 長	
職 員 数	1人	10人	23人	19人	9人	12人	4人	10人
構 成 比	1.1%	11.4%	26.1%	21.6%	10.2%	13.6%	4.6%	11.4%

7. 職員手当の状況（平成17年度支給割合）

区 分	河 内 町			国 と の 異 同
	(6月期)	(12月期)	(計)	
期 末 手 当	1.40月分	1.60月分	3.00月分	同 じ
勤 勉 手 当	0.70月分	0.75月分	1.45月分	
扶 養 手 当	他に生計の途がなく、主として職員の扶養を受けている扶養親族のある職員に支給			同 じ
住 居 手 当	自宅に居住し、世帯主である職員または月額12,000円を超える家賃を払っている職員に支給			同 じ
通 勤 手 当	通勤距離が2 km以上で交通機関、自家用車等を利用する職員に支給			同 じ

8. 退職手当

区 分	勤 続 20 年	勤 続 25 年	勤 続 35 年	最 高 限 度
自 己 都 合	21.0月分	33.75月分	47.5月分	60.0月分
勤 奨 ・ 定 年	28.0875月分	43.335月分	60.99月分	60.99月分

9. 特別職の報酬等の状況

(H17. 12. 1現在)

給料月額	
町 長	612,000円
収 入 役	503,000円
教 育 長	475,000円
報酬月額	
議 長	300,000円
副 議 長	270,000円
議 員	260,000円
期末手当	
町 長・議 長 収 入 役・副 議 長 教 育 長・議 員	年間3.35月分

10. 部門別職員数の状況

(各年4. 1現在)

部 門		職 員 数		対 前 年 増 減 数
		平成16年	平成17年	
一 般 行 政	議 会	2	2	0
	議 務	28	29	1
	税 務	10	10	0
	民 生	40	39	△1
	衛 生	6	6	0
	農 林 水 産	11	10	△1
	商 工	2	1	△1
	土 木	9	9	0
	小 計	108	106	△2
特 別 行 政	教 育	※28	※27	△1
	小 計	28	27	△1
特 別 会 計	水 道	4	4	0
	下 水 道	5	5	0
	そ の 他	16	15	△1
	小 計	25	24	△1
合 計		161	157	△4

※教育長を含む

中学生海外派遣研修

ンツェ・ローマ

に河内町中学生海外派遣研修事業が開催されました。
14名が参加しました。各中学校の研修生代表の感想文



ピサの斜塔前での集合写真

海外派遣を終えて

河内中学校 小更 由

これから、私の目にはどんなものが映るのだろう。そんなことを考えながら、飛行機での長い時間を過ごしていました。成田を出発して約20時間後、やっとイタリアに着きました。おもいきり深呼吸をして、「ここがイタリアか。」と実感しました。イタリアでは、5日間かけていろんな場所を観光しました。その中で、特に私の心に残った場所がいくつかありました。1つ目は、ミラノのドウオモです。ドウオモというのは、「大聖堂」という意味で、ミラノの他にもいくつかのドウオモを見学しました。ミラノのドウオモは、キリストなどのモザイクが描かれたステンドグラスが繊細で印象的でした。2つ目は、バチカン博物館です。特に印象的なのは、天井に書かれたアダムとイヴのお話の9枚の絵です。この9枚の絵の中には、見たことがあるものもありました。言葉や文字でなくても、絵によってお話を伝えることができるんだなと思いました。3つ目は、サンピエトロ大聖堂です。そこには、たくさんの方が集まっていました。人々が集まっていた先には、なんと、赤い服を着たローマ法王がいました。遠くではつきりと姿が分かりませんでした。テレビでしか見たことのない人だったので、うれしかったし、感動しました。また、私がイタリアで感じてきたこと

は、観光名所だけではありません。バスの移動時に見える風景や、町を歩いている時にふと感じたこともいっぱいありました。

まず、驚いたことは、公衆トイレに、お金が必要だということです。日本では、たいてい、無料で公衆トイレを使うことができます。けれど、イタリアでは、全ての公衆トイレというわけではありませんが、公衆トイレの前に、係員の人がいて、その人にお金を渡さないとトイレに入れないのです。もう1つ、驚いたことがあります。それは、イタリアでは未成年がお酒を飲んでもいいということです。このことを、日本人ガイドさんが、イタリア人に聞いたところ、7歳ぐらいからお酒を飲んでもいいと答えたそうです。やっぱり、日本とイタリアでは、法律も考え方も違うんだなと思いました。

次に食事についてです。ピザやパスタは、日本でもよく食べられます。けれど、同じイタリアンでも、イタリアで食べたものの味と日本で食べたものの味は、少し違いました。普段日本で食べているものは、日本人に合う味付けをしていて、イタリアで食べたものは、本場の味なんだなと実感しました。次に、ジブシーについてです。ジブシーというのは、無国籍で、スリなどをして得たお金で生活する人のことです。ジブシーは大人だけでなく、私と同じくらいの年の子どもにもいるそうです。観光をしている時も、日本人ガイドさんに「ジブシーに気を付けて！」

とよく注意されました。けれど、ジブシーという人たちを知って、こういう人たちのいる国って、どうなんだろうと、考えさせられました。

今回観光したところは、イタリアのいろんな有名な都市でしたが、移動距離が長い日は、バスの中から田園風景も見えました。そのほとんどが、田んぼではなく、ブドウ畑やオリーブ畑でした。育てているものや、畑の形が日本とは全然違うことを自分の目でしっかりと見ることができました。

また、バスやホテルでは、みんな楽しく過ごすことができました。普段、なかなか交流がない金江津中の人と交流がもてたことも、1つのいい思い出になりました。

最後に、両親、祖母、河内町の役員の方々、先生方、JTBの方々、イタリアでお世話になったガイドさんに、心から感謝します。最高の思い出となった7日間をありがとうございました。



ドウオモ(ミラノ大聖堂)

＝平成17年度 河内町

イタリア ミラノ・フィレ

12月23日から29日にかけて、町内の中学2年生を対象にイタリア4泊7日の日程に河内中、金江津中の生徒を紹介します。

海外派遣を終えて

金江津中学校 井黒 彬

たくさんさんの海外派遣参加希望者の中から選ばれた私の気持ちは少し複雑でした。選ばれてうれしいのと裏腹に初めての海外や飛行機などに対する不安もあったからです。しかし、兄や父、母、祖母の話を聞いてみると、不安は徐々に無くなっていき、楽しみという感情が強くなりました。そのおかげで、「あそこに行ったらこれをやろう。」などという、計画まで立てられるようになりました。兄や父、母、祖母に感謝しています。

初めて乗った飛行機では、上空から見るパリの夜景や雲、日の出の瞬間などに感動しました。あまり見る機会がないので、見ることでできて本当によかったです。

さて、初日は、ミラノでした。はじめにドウオモに行きました。中にあるステンドガラスがきれいで細かくよくつくつてあると思いました。昔の人たちの技術は高く、1枚1枚すごく丁寧でした。ちなみにステンドガラスの模様はキリストの生涯などキリスト教に関することです。次に、ヴィットリオ・エマヌエレ2世のガレリアに行きました。ガレリアには四方へのびる迫力のある通路がありました。その通路の床や壁の模様も素晴らしかったです。特に中央の壁には4大陸の模様が描かれていて、さらに素晴らしかったです。

翌、イタリア観光2日目は、ジェノバ、ピサを通りながらフィレンツェに向かいました。ピサではピサの斜塔を見ました。「斜塔はなぜ傾いているのか？」私は、ずっと地盤沈下だと思っていました。けれども、本当はただの設計ミスとのことでした。自分の考えが間違っていたのと、憧れの建築士のミスということで、残念でした。しかし、建造物自体は逞しい感じの素晴らしいものでした。

翌3日目、フィレンツェでは、芸術的な物がたくさんあり、特にウフィツィ美術館の中の品々は、絵の中に吸い込まれるような感じがするほど、素晴らしかったです。

翌4日目は、ローマ郊外見学で、ポンペイの遺跡とナポリに行きました。

ポンペイの遺跡は、2000年も前では、考えられないほどの設計の工夫や技術がありました。浴槽は、ぶれのないきれいな丸でできてあり、壁や床には、それぞれ、壁暖房、床暖房といった工夫がありました。それを見て私は、本当にすごいとただそれだけしか思えませんでした。商業都市として栄えていただけではなく、建築技術も高い。本当にすごいです。感動しました。

翌5日目、ローマ市内見学です。まず、バチカン博物館に行きました。朝早く来て並んだだけあって、館内にはスムーズに入ることができました。中の展示品はどれも素晴らしいものでした。特に、ミケランジェロが一人で描いた天井画に感動しました。迫力があ

るのに、弱い感じもしなくはない。そんな不思議な天井画でした。

次に、サンピエトロ大聖堂に行きました。ローマ法皇が挨拶に出ていて、中に入ることができなかったのが残念でした。けれども、外から見るサンピエトロ大聖堂は、やはり手が込んであり、周りの像も今にも動き出しそうな、そんな雰囲気素晴らしい建造物でした。次にバンテオンです。この海外派遣の中で一番感動した場所です。鉄筋は使わず、骨組みとコンクリートだけで約1800年間崩れない建造物を造るほどの設計力、建築技術、神と通じるための天井の穴から雨が降ってきたときの水を、床に穴をあけて地下に流すという発想。是非バンテオンの設計者と話をしたいと思いました。昔からこんなにすごい建築技術があったことに感動しました。

最後に、海外派遣に行かせてくれた父、母に感謝の気持ちを伝えたいと思います。ありがとうございます。



トレビの泉にて



フィレンツェのレストランにて

お知らせします 町の老人医療費 健康に気をつけて医療費を節約！

「老人保健制度とは？」

老人保健制度は、年をとってから
も安心してお医者さんにかかるよ
うに、老人の医療費を国民全体で支
える制度です。

75歳以上（一定の障害のある方は
65歳以上）の方は、病院にかかっ
ても自分で支払う費用（一部負担金）
は、通院、入院ともに1割負担（一
定以上の所得のある方は2割）でか
かることが出来ます。

また、入院の場合は医療費が1ヶ
月4万2000円（一定以上の所得の
ある方は7万2,300円）まで、
と負担する上限が決まっており、医
療負担が大きくなりすぎないように、
限度額が設けてあります。

「町の老人保健医療の状況は」

このように、お年寄りにとつては
安心なこの制度。受給者は1割（2
割）を支払うだけなので安いと感じ
るかもしれませんが、残りの9割
（8割）は、国・県・町の負担金、
と保険者（国民健康保険や健康保険

など）が払っています。

河内町を平成15年度と平成16年度
で比較してみると、老人保健医療費
の合計は、平成15年度11億8,866
4万円・平成16年度11億8,549
万円。老人保健受給者数を比較する
と、平成15年度1,881人・平成
16年度1,789人。老人保健受給
者一人当たりの医療費年額は平成15
年度63万1,923円・平成16年度
66万2,660円。このように比較
してみると、老人保健受給者数は減
少しているのに医療費はほとんど変
わっておりません。結果として老人
保健受給者一人当たりの医療費が大
変大きな金額になります。

老人保健医療費はその制度の性格
上、国民全体で公平に負担していま
す。このまま医療費の増加が続くと
保険税（保険料）や本人負担の増加
という形で、受給者自身はもちろん、
若い世代への負担となって跳ね返っ
てきます。

「病気は早期発見早期治療」



健康に暮らしていくには、日頃か
らの健康づくりが大切です。町で行
う住民検診などを利用して、上手に
お医者さんにかかるようにし、病気
の早期発見や予防に心がけましょう。
早期発見は病気を治すのに一番効果
的です。治療に係る期間が短くなり、
それだけ体の負担も少なくなります。
また、かかりつけのお医者さんを決
め、信頼して指示を守りましょう。
同じ病気で複数のお医者さんにかか
ることは治療が長引く原因になりま
す。お医者さんや病院の掛け持ちは、
薬など処方が決められた量を超えて
しまいます。薬の飲み過ぎは逆効果
になる上、飲み合わせが悪いと危険
な場合もあります。お薬手帳を利用
しましょう。お薬手帳は有料ですが
薬局で発行してくれます。

「生きがいを持つて
生活しましょう」

年齢を重ねても衰えない経験や知
識を生かせる趣味を持つたり、無理
のない仕事をする事で生活にはり
が出て健康に暮らすことが出来ます。
また、他人の目を意識して外に出
ると、いつもと違う景色に好奇心が
刺激されます。脳や心の老化を予防
する好奇心や感動を忘れないように
しましょう。

◆問合せ先◆

保険年金課老人保健係
☎84121111（内線163）

※河内町の老人保健に係る医療費

○平成15年度	
老人医療費総額	11億8,864万円
老人保健受給者数	1,881人
一人当たりの医療費年額	63万1,923円
○平成16年度	
老人医療費総額	11億8,549万円
老人保健受給者数	1,789人
一人当たりの医療費年額	66万2,660円

☆介護保険以外で受けられる高齢者福祉サービス☆

住み慣れた地域や家庭で高齢者(在宅)が
安心して暮らせるサービスの提供を目指して

愛の定期便事業

ひとり暮らし高齢者等に対して、ヤクルト配達員が週1回ヤクルトを配達し、同時に安否の確認も行う。

☆利用料 無料

※配食サービス事業

ひとり暮らし高齢者等に対して、ボランティアが手作り弁当を毎月2回(第2・4金曜日)自宅へ配布し、同時に安否も確認する。

☆利用料 無料

緊急通報システム事業

ひとり暮らし高齢者等に対して、高齢者が急病、事故その他の理由で緊急に援助を必要とする際、ワンボタンで消防署に通報できる緊急通報装置を貸与する。

☆利用料 無料

紙おむつ支給事業

在宅の寝たきり高齢者等を介護する家族に対して、紙おむつ等を安価で支給する。

☆社会福祉協議会において、紙おむつ(3種類)を市場価格の約半額に

て販売する。

外出支援サービス事業

要介護及び要支援の認定を受けた方または障害者手帳を所持する方で、かつひとり暮らし高齢者または高齢者世帯に属し一般の公共交通機関の利用が困難な方に対して、NPOの移送車両により利用者の居宅と医療機関及び在宅福祉施設との間を送迎する。

☆利用料 利用料金の半額負担
(原則週1回)

訪問理容サービス事業

寝たきりなどの理由によつて理髪店に向くことが困難な高齢者に対して、理容師の訪問により自宅で散髪等のサービスを行う。

☆利用料 散髪代は利用者負担
(原則同1年度内2回を限度)

※生活管理指導短期宿泊事業

介護保険で要介護1以下と認定されたひとり暮らしの高齢者等で、一時的に老人ホームで保護する必要がある場合などに、短期間の宿泊(原



※在宅介護慰労事業

に対して、補助金(一律3,000円)を交付する。

介護保険制度において、要介護3以上及びこれに相当すると認定された高齢者を、基準日現在で4ヵ月以上在宅にて介護している方に慰労金3万円及び介護用品等を支給する。

☆支給条件 所定の期間に介護保険サービスを利用していないこと
☆受付期間 毎年度8月中受付

地域ケアシステム推進事業

援助を必要とする在宅の高齢者・障害者難病患者・認知症の高齢者等に対して、ケアチームを結成し、地域で見守り、互いに支えあうコミュニケーションづくりを推進する。

車椅子の貸出

高齢者・身体障害者等に対して、車椅子の貸出を行う。

☆利用料 無料

☆貸出期間 1ヵ月

※印の事業については、4月1日以降、地域支援事業の中で実施されます。

◆問合せ先◆

住民課福祉係

☎84-2111(内線181)

※徘徊高齢者家族支援サービス事業

65歳以上の徘徊の見られる認知症高齢者を介護している家族に対して、位置情報端末機を貸与する。

☆利用料 基本料金500円/月・情報取得料300円/回・緊急対処員派遣10,000円/1回

生活保護世帯・町民税非課税世帯については、基本料金・情報取得料・緊急対処員派遣料免除

シルバーカー購入補助金事業
高齢者及び身体障害者の歩行を容易にするためシルバーカーの購入者

国民年金からのお知らせです！



学生の方には『学生納付特例制度』

学生の方は所得が少ないことが一般的であることから、学生本人の所得が一定額以下の場合に、在学期間中の保険料を後払いできる「学生納付特例制度」があります。

学生納付特例制度の承認を受けると、その期間中の障害や死亡といった不慮の事態には、障害基礎年金・遺族基礎年金を受け取ることができます。

大学（大学院）、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校※1その他の教育施設の一部に在学する20歳以上の学生等※2であつて、学生本人の前年の所得が118万円以下※3である方が対象となります。

- ※1 各種学校の生徒にあつては、修業年限が一年に満たない課程の学生は対象となりません。
- ※2 学生には夜間・定時制課程や通信制課程で学ばれている方も含まれます。
- ※3 学生に扶養親族等があれば、その数に応じた額が加算されます。

- ◎学生納付特例の申請手続きは、市区町村の国民年金の担当窓口で行います。
- 年金手帳・在学証明書または学生証の写し、印鑑を持参して申請してください。
- （平成18年度の申請手続きは4月3日から受付します。）
- ◎学生納付特例の承認には前年の所得を確認する必要があるため、毎年申請が必要です。
- ◎学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までです。
- ◎申請が遅れると「障害基礎年金」等が受けられない場合もありますので、お早めに手続きをしてください。

満額の年金を受け取るためにも『追納』をお勧めします

◆ 学生納付特例期間や若年者納付猶予期間は、年金受給資格期間に算入されますが年金額には反映されません。

保険料免除期間、学生納付特例期間及び若年者納付猶予期間の保険料は、10年以内であればさかのぼって納めること（追納）ができます。追納すると、その期間は保険料を納めた期間として取り扱われます。将来受け取る老齢基礎年金を増額するためにも、追納することをお勧めします。

●「追納」はお早めに

保険料を追納する場合、免除等を受けた年度から2年を経過した分は、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せされます。

●平成17年度中の追納保険料額(月額：円)

	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
保険料額	11,700	12,300	12,800	13,300	13,300	13,300	13,300	13,300	13,300	13,300
追納加算額	4,610	3,960	3,240	2,490	1,890	1,300	740	200	0	0
追納額	16,310	16,260	16,040	15,790	15,190	14,600	14,040	13,500	0	0

◆問合せ先◆ 保険年金課 年金医療福祉係 ☎84-2111(内線164)



げんき

ゲンキ

元気をふやしましょう①

新しい介護保険



平成18年 4月から 制度改革でここが変わります

①介護を「予防」するサービスが始まります

- ・軽度の要介護者に対して、状態の改善に向けた介護予防サービスが始まります。
- ・地域でも要介護状態にならないための介護予防事業が行われます。

②住みなれた地域での自立支援

- ・地域包括支援センターを創設し、高齢者の生活を総合的に支援します。
- ・在宅と施設介護の中間的役割を担う地域密着型サービスを充実させ、在宅支援を強化します。

③サービスの質の確保・向上

- ・すべてのサービスが公正・公平に行われるように、介護サービス事業者の情報の公表や規制、ケアマネジメントの見直しを行います。

④保険料や制度運営が見直されます

- ・保険料の細分化を図り低所得の人にきめ細かく配慮した新しい段階設定になります。
- ・要介護認定事務の見直しや保険者権限を強化し、制度運営の安定化を図ります。

現行

症状の軽い方も重い方と同じように身の回りの世話をするサービスを利用しています。

重
↑
軽

要介護 5
要介護 4
要介護 3
要介護 2
要介護 1
要支援

4月から要介護認定が変わります

症状が軽度の要支援・要介護1を細分化し、「要支援1・2」と判定された方は状態がそれ以上に悪化しないように介護予防サービスを利用することになります。

介護認定審査会で
審査・判定

要介護 5	従来の 介護サービス を利用
要介護 4	
要介護 3	
要介護 2	
要介護 1	
要支援 2	介護予防 サービスを利用
要支援 1	

◎非該当の場合

介護や支援が必要とならないために町が実施する介護予防事業に参加します

◆問合せ先◆ 保険年金課 介護保険係 ☎ 84-2111 (内線163)

農業者支援センターだより

米生産者に対する消費者の声

～アンケート集計結果について～

産業課PR本部は、今年度第2回目「おかずのいらなかわちのお米」のPR及び「生産者に望むこと」のアンケートを行いました。

応募は、北海道から沖縄までの全国から6,911通ありました。

農業者支援センターでは、この資料を基に消費者の声の一部を掲載し冊子にする事にしました。「消費者の声」は、(嬉しい言葉)(楽しい言葉)(怖い言葉)集となり、消費者の「全国の農家」に対する要望の声と、「おかずのいらなかわちのお米」に対する賞賛の声の冊子となりました。

この「消費者の声」は、河内町農家の参考になれば幸いです。

※「消費者の声」は、希望者に配布予定をしています。

★全体的な主な言葉を集計すると★

●日本の農家に期待する声

- ・農業は、その国の文化伝統に関係する。無分別な自由化は、我国から水田を奪い稲作にまつわる多くの伝統を奪います。日本の伝統を確りと守ってください。
- ・米は日本の産業の源です。農業がすたれば日本の国は終りです。日本の原点の守りと未来を託します。

●妊娠中・子を持つ・家族を持つお母さん達の食に対する「安心・安全」に必死な声がありました。

- ・食物に強い不信感がある中で、安心なお米をお願いします。
- ・お腹の子に安心をください。そして「安心・安全」な、お米を日本の皆さんに食べさせてください。

●表示に対する中味の不信感が、数多く寄せられました。

- ・表示と中味は、完全に守ってください。
- ・新米といいながら古米がブレンドされているものもある。ウソは止めなさい。
- ・生産者及び販売者の強い信頼を望みます。

●「おかずのいらなかわちのお米」に対する言葉

- ・「おかずのいらなかわちのお米」「皇室献上米」「微生物利用堆肥発酵促進剤」この言葉に強く魅了を感じます。研究心を忘れないでください。
- ・日本で初めて食味値を表示されたのですね。有難うございます。(安心)(安全)(美味しい)お米をこれからも頑張ってください。
- ・もっとPRして「全国区」になってください。

●その他

- ・父と応援してます。父の名は「米男」です。
- ・安全な美味しいお米でみんなの顔を笑顔にしてください。
- ・栃木県の河内の者です。見習って頑張ります。
- ・料理下手の私は「美味しいお米」で夫の舌をだましてみたいと思います。



◆資料提供・問合せ先◆ 河内町農業者支援センター ☎84-2111 (内線144)

町民の快適な健康づくりの推進を目指して

保健センターだより

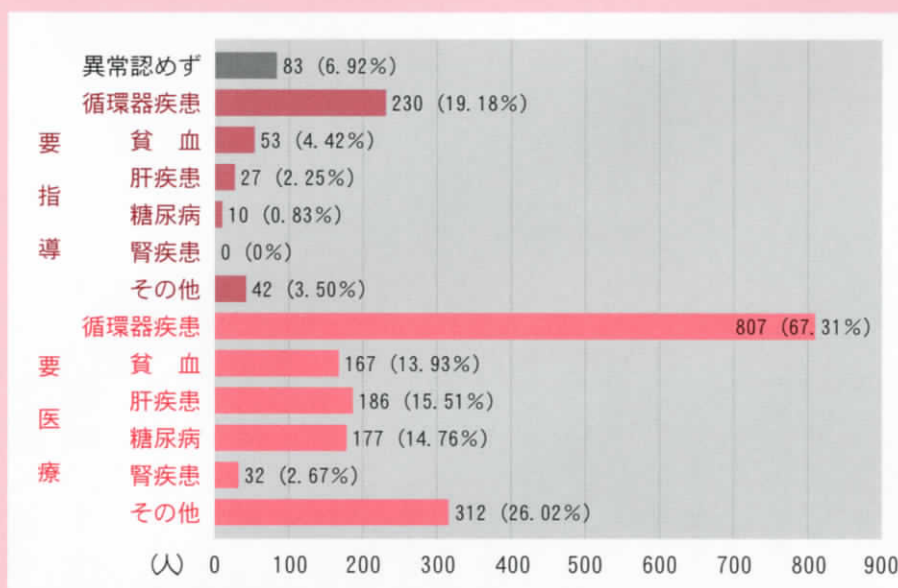
～ 基本健診の結果についてお知らせします～

今年度の基本健康診査は、7月と12月に実施し、2月にもれ者の健診を実施しました。2月の健診の結果はまだ出ておりませんが、今年度の健診の結果を報告いたします。

基本健診の受診者は合計で1199名でした。そのうち「異常を認めず」だった方は83名(6.92%)でした。今回は循環器疾患を指摘された方が多く、要指導の方は230名(19.18%)、要医療の方は807名(67.31%)となっています。7割近い方が、血圧、高脂血症、心電図などの検査で循環器疾患を指摘され、医療が必要となっています。これらの方の大半は生活習慣が原因の場合が多く、食生活や運動習慣などで大きく改善されると言われています。下記的生活習慣病チェックをしてみましょう。

要医療では肝疾患が多く186名(15.51%)、糖尿病で要医療の方は177名(14.76%)でした。あまり健診を受けていない方は肝臓や糖尿病は大丈夫でしょうか。

健診を受けている方の中には病院ですでに治療中の方も含まれますが、健診を受けて病気を発見することは、病気が重症化する前に早期に治療するために大切なことです。毎年1回、健診を受けましょう。



<生活習慣病チェック>

こんな生活が危険をまねく！あなたはいくつ当てはまりますか？

<input type="checkbox"/> ①睡眠時間を十分とっていない	<input type="checkbox"/> ⑦毎日、間食をしている
<input type="checkbox"/> ②たばこを吸う	<input type="checkbox"/> ⑧甘い菓子やジュースを毎日、口にしていく
<input type="checkbox"/> ③20歳代前半より10kg以上太った	<input type="checkbox"/> ⑨野菜は、ほとんど食べない
<input type="checkbox"/> ④過度の飲酒を繰り返している	<input type="checkbox"/> ⑩脂っこい食べ物が好き
<input type="checkbox"/> ⑤運動はほとんどしない	<input type="checkbox"/> ⑪外食が多い
<input type="checkbox"/> ⑥朝食は、ほとんど食べない	<input type="checkbox"/> ⑫ストレスがたまっていると感じる

当てはまる項目が多いほど、生活習慣病の危険性が増えてきます。

◆申込・問合せ先◆ 保健センター ☎ 84-4486 又は 84-3682

俳句

かわち俳句会

老骨のきしみて余寒極まれり

田沼和子

夕月に野焼の匂ひ残りけり

杉原利代

童心をさがす散歩や春浅し

遠藤正雄

永らえて母早春の庭を掃き

川口ふく

雪晴れてオトギの国の庭となり

橋爪かん

逝きし子を酒に浮べて春寒し

大関さと

白熱のトリノは熱き風二月

大野志げ子

一輪のまた一輪の梅明り

吉田四郎

椅子に身を沈めて無為の二月かな

鴻野たけ

ほどのよき追風添ひし野焼かな

寺田節子

湯上りの肩よりつきし風邪の神

津根としお

初午の太文字靡く幟旗

大塚一重

心痛と輝く春が交叉する

兼丸ミドリ

大雪に小鳥の餌をまきにけり

若泉栄治

早春の雨に草木の目覚めかな

飯島ヨシノ

女化の民話は古りて一の午

田中康夫

短歌

かわち短歌会

風花の如く乱舞す雪景色見とれながらに立春を祝ふ

ながらへば佳き事ばかり世にあらすニュースは消して道の雪掃く

土手の雪アルプスのさまに朝日受け起伏の影が山並みのごとし

上天気妻と二人で蓮を掘る水圧機械は飛沫を上げる

ままごとのごとくに並ぶ六枚の小皿の一つ醤油一滴

郵便局にかつて勤めし新潟の大地震豪雪を如何に耐へしや

樽田のままに残れる一枚の田の陰にひそむ農家の苦悩

山口 かげ郎

郡 玉翠

石山 候江

青野 清一

久松 浩洋

山田 マサエ

青木 保

(生板)

お気軽にご相談ください！

地域の主任児童委員

主任児童委員は、民生委員・児童委員とともに厚生労働大臣から委嘱され河内町には2名の主任児童委員がいます。

主任児童委員は担当地区をもたず、児童の福祉に関することを専門的に担当する委員として、児童相談など児童の福祉に関することや、少子化・子育て不安・児童虐待問題等について、家庭・学校・地域と連携し関係機関、区域担当児童委員との調整役を引き受けますので、お気軽にご相談ください。主任児童委員の連絡先は、次のとおりです。

○高橋主任児童委員

TEL 86-3709

○石山主任児童委員

TEL 84-2353



ご相談ください

第二栄橋の新橋名が

『若草大橋』に決定！

茨城道路公社で建設中の有料道路（仮称）第二栄橋の新橋名を公募したところ、全国から総数222点の応募がありました。その中から厳正な審査及び抽選により、新橋名が『若草大橋』に決定しました。

若草大橋有料道路は4月18日（火）午後3時に開通となります。どうぞご利用ください。

◆問合せ先

茨城道路公社企画建設課

TEL 029-301-1131

FAX 029-301-1140



完成イメージ図



地域ぐるみの体験活動

～『地域ふれあい事業』開催～

主催 青少年育成河内町民会議



親子で作上げた飛行機が、元気に飛び姿に参加者も感激していました

1月29日(日) 青少年育成河内町民会議主催による『地域ふれあい事業(生板地区)』が開催されました。『地域ふれあい事業』は少子化や家庭の崩壊という言葉を目にするものが多くなってきた今日、子どもも活動や子どもたちの地域活動への参加機会の減少が余儀なくなる中で、自然体験や社会体験・スポーツなどを親子はもちろんのこと、地域ぐるみで実施し、地域一体となって子どもを育てることを目的に、各小学校区で昨年度から実施しています。今回は、生板小学校を会場に、親子で作上げられた手作りの飛行機による「親子模型飛行機 飛行競技大会」が行われ、よい思い出になりました。

◆問合せ先 青少年育成河内町民会議(生涯学習課内)

TEL 84-2843

児童・生徒の健康増進に!



町長室に訪れ生水器を寄贈された塚本さん

先ごろ、太平洋技研㈱代表取締役社長 塚本 功氏及び冨塚本製作所代表取締役 塚本 寛氏より、児童・生徒の健康増進に役立てほしいと、ハイテクフィルターにより水道水中の残留塩素を除去し健康・安全な水にするという『自然回帰生水器(町内の小中学校へ各1器ずつの計6器)』が寄付されました。寄贈された『自然回帰生水器』は、学校教育課をとおして各小中学校に設置し利用させていただきます。

新年を祝い 「初釜」でお稽古はじめ

日本が育んできた「伝統文化」と「思いやり」の心を学ぼうと、開催されている『子ども茶道教室』では、7月からこれまでに13回の稽古を積んできました。

1月21日(土)、新しい年を祝い初釜が行われました。「初釜」とは、お正月にはじめてかける釜の事で、1年の無事と健康を祈って、金・銀のお茶碗でお茶をいただきます。

当日は、和やかな雰囲気の中、稽古で学んできた作法で、茶の湯の奥深さを堪能しました。



懐石料理をいただきながら新年をお祝いしました



成田空港駐車場ご優待

NAAでは成田空港の運営にご理解とご協力をいただいている地域の皆様へ感謝の気持ちを込めて空港内駐車場の3時間無料ご優待を行っております。3月18日に新聞折込でお配りする「くうこうだより2006春号」に掲載の「成田空港駐車場ご優待情報」をご覧ください。

この機会に、ダイナミックな離着陸風景やお食事、お買い物をお楽しみいただける成田空港へぜひお越しください。

◆問合せ先

成田国際空港株式会社
(NAA) 地域共生部

TEL 0476-34-5858

対象作物以外への農薬の飛散に注意しましょう!

食品衛生法の改正に伴い5月29日以降、すべての作物と農薬の組合せに残留基準が設定され、一律基準等の厳しい基準値が設定されます。基準値を超えた場合は食品(農産物)としての流通が原則禁止となりますので、農薬の使用基準を遵守することはもちろんですが、対象作物以外に農薬が飛散しないよう風や散布圧等に十分な注意が必要です。もし、他の作物に飛散してしまつた場合には、耕作者にかならず連絡しましょう。農薬を散布する際には、周辺の作物に注意するとともに、農薬散布の計画等について栽培者同士連絡を密にしておくこと

3月の納税

3月納期の納税は
ありません

も重要です。

◆問合せ先

稲敷地域農業改良普及センター

TEL 029-892-2934

TEL 029-822-8511

(内334)

募集

国税専門官採用試験

国税局や税務署において、税の専門的知識を駆使し国税に関する調査や指導などの事務を行う国税専門官を次のとおり募集します。

◆受験資格

昭和54年4月2日〜昭和60年4月1日生まれの者

○講演

演題『幕末・明治期の常総俳諧事情』

曲流舎七世糸川(半田・岡野賢治)遺品

講師 河内町文化財保護審議会委員 鈴木 久 先生

◆期日 4月23日(日) 午後1時30分〜午後3時

◆場所 龍ヶ崎市歴史民族資料館

○展示

◆期間 4月8日〜5月14日午前9時〜午後4時30分

◆場所 龍ヶ崎市歴史民族資料館企画展示室

昭和60年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの

(1) 大学を卒業した者及び平成19年3月までに大学を卒業する見込みの者

(2) 人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者

◆試験の程度

大学卒業程度

◆申込受付期間と申込先

○受験申込受付期間

4月3日〜4月14日

※提出はできるだけ郵送(配達記録)にしてください。

※持参する場合、受付時間は9時〜17時です。

○申込書提出先 第1次試験

地を所轄する国税局

◆試験日と試験種目

○第1次試験 6月11日 教

養及び専門試験(多岐選択式)

専門試験(記述式)

◆申込・受付期間

4月1日〜5月12日

自衛隊幹部候補生

HP <http://www.naa.go.jp>

TEL 048-600-3111

(内線2095・2097)

〒330-9719

埼玉県さいたま市中央区新都心1-1

◆資格

① 22歳以上26歳未満の方及び20歳以上22歳未満の方で大学を卒業（見込含）した方、又は外国における学校を卒業した場合で大学卒業に相当すると認められる方
② 修士学位を受けた28歳未満の方

◆試験日

1次 5月20日・21日
2次 6月20日・22日
※飛行要員は3次試験有

◆合格発表

1次：6月9日
2次：7月中旬
最終発表
陸上、海上：8月28日
航空：9月5日

◆問合せ先

自衛隊龍ヶ崎募集事務所
TEL 64-33351
HP <http://www.ibaraki.pl>
o.jda.go.jp

予備自衛官補

◆一般・技能公募

※技能とは、医療・語学・車両整備士等の専門技術者を指します。

◆採用対象

自衛官未経験者

◆採用年齢

18歳以上34歳未満（一般）
18歳以上で、保有する技能に応じ53歳～55歳未満（技能）
◆採用 志願に基づき試験により採用

◆階級の指定

階級は指定しない

◆処遇 教育訓練招集手当：

月額7,900円

◆教育訓練日数 50日～3年以内（一般）

10日～2年以内（技能）

◆試験場 一般：陸上自衛隊勝田駐屯地

技能：東京都練馬区

◆受付期間 4月7日まで

◆試験期日 4月15日（一般）

／4月15日～4月17日のいずれか1日を指定されます。

（技能）

◆合格発表 5月24日

◆問合せ先

自衛隊茨城地方連絡部
龍ヶ崎募集事務所
TEL 64-33351
HP <http://www.ibaraki.pl>
o.jda.go.jp

茨城県警察官採用試験

○特別試験A・B（予定）

◆受験資格

平成18年4月1日現在、大学・高校等を卒業した人で、平成18年10月1日から勤務可能な人（大学、高校等の既卒者のみ）

◆案内・申込書配布開始日

3月下旬

◆申込受付期間

3月下旬～1ヶ月間

◆第1次試験

5月中旬予定

○通常試験（第1回）A

◆受験資格

昭和52年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人若しくは、平成19年3月31日までに卒業見込みの人又は人事委員会がこれと同等と認める人

◆案内・申込書配布開始日

3月27日

◆申込受付期間

3月27日～4月19日

◆第1次試験

5月14日

◆問合せ先 竜ヶ崎警察署

TEL 62-0110

※又は、最寄の交番・駐在所まで

4月1日から

「国民健康保険証」が新しくなります

国民健康保険税に未納がない世帯には、3月末に世帯主宛に郵便で保険証が届きます。保険証が手元に届きましたら、記載内容を確認してください。

もし、記載内容に誤りがある場合には、保険年金課国民健康保険係までご連絡ください。なお、有効期限が切れた古い保険証は、各自で確実に処分してください。また、70歳以上の方に交付される高齢受給者証の有効期限は7月31日です。

保険証が新しくなっても高齢受給者証は変わりません。診療を受ける際は、新しい保険証と一緒に高齢受給者証を医療機関の窓口に出してください。

◆問合せ先◆保険年金課 ☎84-2111（内線161）

電話予約で住民票(写)、印鑑登録証明書が休日に受け取れます！

これまでも住民票（写）については、電話予約による休日交付（平成5年より）を行ってありますが、4月1日より『印鑑登録証明書』についても実施することになります。是非ご利用ください。

受付 月～金曜日 午前8時30分～午後4時
※役場の閉庁日を除く

対象 本人または本人と同一世帯の人
※第三者は不可

交付 土・日等の閉庁日
午前8時30分～午後5時
役場1階町民課窓口※4月1日より課名変更

※印鑑、官公署発行の写真付き身分証明書（運転免許等 本人確認に必要）、印鑑登録証（印鑑登録証明書の場合）を持参ください。

◆問合せ先◆住民課住民係 ☎84-2111（内線183）

◆ 定例相談 ◆

心配ごと相談

日時 4月3日(月) 午前10時～正午
4月17日(月) 午前10時～午後3時
場所 公民館第2分館
問合せ先 河内町社会福祉協議会
☎84-2830

教育相談

日時 月・水・木曜日 午後1時～5時
場所 公民館第3分館(3月中)
教育委員会事務局(4月1日～)
問合せ先 ☎84-3322
FAX 84-4730

成田空港に関する相談

日時 月～金曜日 午前9時～午後4時
場所 株ふるさとかわち事務所2階
(河内町長竿188)
問合せ先 茨城地域相談センター
☎84-5017

◆ 交通事故発生状況 ◆

町内の交通事故2月発生状況

	(前月比)	(累計)
発生件数(人身事故)	6件(+2)	(10)
死者数	0人(±0)	(0)
負傷者数	6人(+2)	(10)

竜ヶ崎警察署調べ

◆ 戸籍の窓 ◆

おめでた	2人
おくやみ	7人
転入	20人
転出	29人

◆ 人口・世帯 ◆

平成18年3月1日現在

人口	11,273人	(-14)
男	5,580人	(-7)
女	5,693人	(-7)
世帯数	3,396世帯	(+2)

◆ TELガイド ◆

役場	☎84-2111	学校教育課	☎84-3322
	FAX 84-4357	生涯学習課(中央公民館)	☎84-2843
水道課	☎84-2361	給食センター	☎84-2845
つつみ会館	☎86-3740	福祉センター	☎84-3699
保健センター	☎84-4486	防災かわち(音声案内)	☎84-2212

◆ 休日診療当番医(4月) ◆

	稲敷・河内地区	龍ヶ崎地区	
		内科	外科
2日	坂本(隆)医院 ☎029-892-2232	池田病院 ☎64-1152	いしかわクリニック ☎62-0378
9日	鈴木クリニック ☎029-892-3640	村井医院 ☎62-3380	竜ヶ崎医院 ☎62-0550
16日	本橋医院 ☎029-892-2308	野上小児科医院 ☎65-3375	秋本脳神経外科 ☎64-3311
23日	古橋医院 ☎029-978-3770	若松内科胃腸科医院 ☎64-0533	菊地整形外科 ☎64-6111
29日	ゆはらクリニック ☎029-894-2002	うちだ医院 ☎64-8821	斎藤クリニック ☎64-3527
30日	江戸崎病院 ☎029-894-2611	鴻巣クリニック ☎61-0151	みやおか外科整形外科クリニック ☎62-3761

※休日当番医は変更することがあります。
診療を受ける際は、必ず電話でご確認ください。

◆ ごみ収集日(4月) ◆

資源回収日				燃えないごみ収集日			
A地区	4・18	C地区	11・25	A地区	8	C地区	22
B地区	6・20	D地区	13・27	B地区		D地区	
燃えるごみ収集日				粗大ごみの予約収集日			
全地区	毎週月・水・金曜日			3月中の予約→4月1日 4月中の予約→4月29日			

※4月、5月は他の月に比べ、ごみの収集日の変則になります。
ごみ収集カレンダーをご覧ください。
4月29日(土) 粗大ごみ(4月3日から4月28日までの予約)
5月6日(土) 燃えるごみ

広報

かわち

平成18年3月15日発行

編集・発行 河内町役場秘書広聴課
〒300-1392 茨城県稲敷郡河内町源清田1183
ホームページアドレス <http://www.town.kawachi.ibaraki.jp/>